

# 中学生からみえる貧困の実態と課題

小林 朗

## 一 中学生が物語る生活

「昨夜、誕生日だったのでショートケーキを買ってもらい、一三本のローソクを立ててお祝いをした」とある生徒が教室で話すと、「ホールケーキじゃないの？」とは誰も言いません。「よかったね」とクラスの生徒たちが言つて拍手をしてくれました。誕生日は生徒にとって特別な日です。ショートケーキどころか誕生日そのものを祝ってもらえない生徒も存在します。家族が子どものために成長の行事をするかどうかは大きなことです。

昼食に持つてくる弁当はいつもパン。そのパンも同じものしか持つて来ません。もちろん、一緒に食べて

いるクラスの生徒は何も言いません。八割の生徒たちは学校給食を予約して食べています。親がつくつてくれた弁当を持つて来ている生徒もいますが、お互いに干渉はしません。うらやましがることもないのです。

中学生は著しく成長します。男子生徒も身長が高くなります。学生ズボンがぶんつるてんになっていきます。しかし、新しいズボンを新調することはなかなかできません。これは女子生徒のスカートでも同じことがいえます。

公民の授業で日本国憲法第二五条の生存権の学習をしてきたときのことです。ある生徒は突然、語り始めました。「小生、生活保護を受けている人はハローワークには車で行つていけないのよ。近くのスーパーなど

に車を停めないといけないんだって」と話します。クルスは静かにその生徒の話聞いています。

各教科で使用する個人持ちの教材もできるだけ精選して、家庭にできるだけ負担がかからないようにしようとして学校では努力しています。

部活動でかかる部費を払うことができない生徒がいます。部活動では公式戦や練習試合で移動のためにバス輸送します。このバス代を支払日になっても払えない生徒がいます。その他、ユニフォーム代など一年間かけて支払う場合もあります。

修学旅行は東京へ行きます。一日目に新潟駅に集合して、新幹線のホームにクラスごとに移動します。ある生徒が「このホームに来たのは始めてだ」とつぶやきました。一四歳までにこの生徒は一回も東京へ家族旅行したことがないことがわかりました。

ほとんどの家庭が進学時期になると、「公立高校に進学してもらいたい」と子どもに話をしていることが毎年、伝わってきます。私立高校の併願を受験しないで、公立高校一本で入試をする生徒が必ず少数数でいます。勤務する中学校にはとても私には想像できない生徒の生活実態に直面します。しかし、それらに周囲の生

徒たちは何もアクションを起こすことはありません。生徒たちにとって、ふれないことが自然といえます。そこには優しさがあります。

全校で三割弱が単一家庭です。シングルマザーが金銭的に大変、たということはよくみえてきます。学校で徴収するお金を支払うかどうかバロメーターになっています。しかし、生活の苦しい家庭の生徒もよく健気にやっていると教職員は思っています。

生活が苦しい家庭の生徒でもスマートフォンや携帯電話を子どもに持たせます。「どうして持たせるのか」と教員は疑問に持ちます。賛否は別ですが、社会で流していることぐらい同じことはさせてやりたいという親の思いが感じられます。

## 二 貧困の連鎖を断ち切る

うちの学校は就学援助率が県内でも高いために、事務職員が複数配置になっています。就学援助制度を受けると、修学旅行の旅費や給食費などをカバーしてくれます。この制度でどれだけ子どもや保護者が助かっているかわかりません。

日本はOECD比で教育費が低いのを改善させるこ

とが早急に必要といえます。学校の教育費を無償にするだけで、保護者の経済的格差、子どもの経済的格差を解消させることができます。子どもたちが昼食から教材、修学旅行費など全校生徒が同じ立場で教育を受けることができます。

中等教育前期（中学校）では教育費を無償にするこ  
とで、子どもたちの教育の可能性を広げることができ  
ます。日本国憲法第二六条第一項「すべて国民は、法  
律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとし  
く教育を受ける権利を有する」とあり、第二項には  
「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保  
護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務  
教育は、これを無償とする」と謳っています。憲法の  
理念からして、義務教育は無償とされ、「能力に応じ  
て、平等に教育を受ける」権利があります。しかし、  
子どもの現実とは違っています。家庭の経済状況によっ  
て、高校進学を決定せざるを得ないのです。

基準としては異論があるかも知れませんが、塾産業  
をみても通塾できるかどうかは家庭の経済状況にあり  
ます。親は自分たちの生活を節約しても子どもの教育  
費を捻出します。それすら可能でない家庭も当然、存

在します。進学のための通塾がお金次第だというのは  
資本主義経済そのものといえます。

この対策として、新潟市は東区学習習慣支援プログ  
ラムを実施しています。中学生のために個別に勉強の  
仕方を教えることと「子どもの居場所」をつくってい  
ます。サポーターの新潟県立大学の学生が予習や復習  
に取り組むほか、高校進学のための相談にも応じてい  
ます。要件は「東区在住の中学生」で、「塾・家庭教  
師・通信教育などの有償の教育サービスを利用してい  
ない中学生」「市・県税の均等割及び所得割がかかっ  
ていない世帯の中学生」「応募多数の場合は生活保護  
受給世帯及び中学三年生を優先します」とあります。  
藤見・石山地区の二会場で開催し、前者が土曜日、後  
者が日曜日で午前九時から午後四時まで（午前又は午  
後のみ参加も認めています）としています。定員は二  
会場とも一五名です。一〇月の新潟日報に募集記事を  
掲載します。事業費は一五〇万円で、国庫支出金から  
全額補助になっています。

本校でもこのプログラムに参加している生徒が存在  
します。学習だけでなく、「居場所」づくりを行って  
いるところが特徴的です。中学生の思春期からして自

然の設定ともいえます。貧困な家庭と子どもための学習権に行政が対応しています。学力問題は子どもの成長にとって重要なことです。

全国や県内、市内でつくられている「子ども食堂」も子どもの貧困対策として、食を提供するものですが、同時に子どもの居場所づくりになっています。

### 三 子どもを進学に可能性を持たせる

足尾鉾毒事件で奔走していた田中正造に、直訴文の案を執筆した幸徳秋水は公害闘争を地道にやっても資本主義そのものを抜本的に解決しなくてはならない旨を話しました。それを聞いた正造は「それでは今、ここで苦しんでいる人たちを見捨てろ」というのかと言いました。この正造の精神は現在のあらゆる社会問題への私たちのアプローチの参考になります。

貧困問題も政治が解決でしなくてはなりません。しかし、学校の教員の役割は何なのでしょう。それを学校でいつも私は考えてしまいます。特に未来を担う子どもたちには進学の可能性を家庭の経済状況でなくさせたくない気持ちでいっぱいです。

私たち教師ができることは生徒と対話することだけ

です。子どもの権利条約に基づいて、子どもを一人前の人間として話を聞くことです。そして、助言できることをします。

子どもたちは自分なりに将来のビジョンを持っています。それを相談する相手を探しています。自分の本音を話せる人には心を開いて、自分の悩みや不安について語ります。教師は同情せず、生徒の疑問に誠実に応える役割があります。

(中学校教員・こばやし あきら)

